

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町規則第1号

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成11年寒川町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

第10条の10第2項中「同項」を「同条第1項」に改め、同条を第10条の11とする。

第10条の9を第10条の10とし、第10条の6から第10条の8までを1条ずつ繰り下げる。

第10条の5中「第10条の2」を「第10条の3」に改め、同条を第10条の6とする。

第10条の4第1項第5号中「第10条の2」を「第10条の3」に改め、同条を第10条の5とする。

第10条の3を第10条の4とし、第10条の2を第10条の3とし、第10条の次に次の1条を加える。

(時間外勤務及び休日勤務の上限等)

第10条の2 任命権者は、職員に対し、条例第8条第2項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務又は週休日若しくは休日における勤務(以下この条において「時間外勤務等」という。)を命ずる場合には、次に定める時間(以下この条において「限度時間」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。

(1) 1か月(月の初日から末日までの期間をいう。以下この条において同じ。)において時間外勤務等を命ずる時間について45時間

(2) 1年(4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下この条において同じ。)において時間外勤務等を命ずる時間について360時間

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職員に対し、通常予見することのできない

業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合には、次に定める時間及び月数(以下この条において「上限時間等」という。)の範囲内で、必要最小限の時間外勤務等を命ずることができる。

(1) 1か月において時間外勤務等を命ずる時間について100時間未満

(2) 1年において時間外勤務等を命ずる時間について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務等を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務等を命ずる月数について6か月

3 任命権者は、災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、限度時間又は上限時間等を超えて、職員に対し、時間外勤務等を命ずることができる。この場合において、任命権者は、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をしなければならない。

4 任命権者は、前項の規定により、職員に対し、上限時間等を超えて時間外勤務等を命じたときは、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 前各項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。

(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第36条に規定する協定に基づき時間外勤務等の上限が定められる職員

(2) 条例の適用を受ける職員となった国又は他の地方公共団体等の職員、国又は他の地方公共団体等の職員となった職員(条例の適用を受ける職員に限る。)その他これらに類する職員のうち、任命権者が定める職員

第12条第1項ただし書中「労働基準法(昭和22年法律第49号)」を「労基法」に改め、

同条第2項中「労働基準法」を「労基法」に改める。

第16条第1項第8号中「労働基準法(昭和22年法律第49号)」を「労基法」に改める。

第24条中「、第7条第1項」及び「、休息时间」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年8月31日までの間における改正後の第10条の2第2項第3号の規定の適用については、同号中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間(令和2年4月以後の期間に限る。)」とする。